

## 第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

---

### 1. 概要

---

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠に何ら新しい意匠の創作が見受けられない場合は、意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。

ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに提出された場合は、この規定による拒絶理由にはあたらない（意匠法第3条の2ただし書）。また、当該同一人による意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願である場合も、この規定の適用の対象外となる（意匠法第10条第3項）（第Ⅴ部「関連意匠」3.6「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について」参照）。

この章では、審査の対象となっている意匠登録出願（以下、本章において「本願」という。）に係る先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外について取り扱う。

### 2. 意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報

---

意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報は、意匠法第3条の2の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

- (1) 意匠法第20条第3項の規定に基づく意匠公報  
（登録意匠公報）
- (2) 意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報  
（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）

### 3. 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠

---

意匠法第3条の2に規定する「意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠」とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された意匠に係る物品等の形状等として開示された意匠（以下「先願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図又はその他の参考図の中に記載されている先願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図又はその他の参考図において、先願に係る意匠として開示された意匠以外の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされた場合、先願に係る意匠として開示された意匠以外のものの記載の内容は、審査、審判又は再審に係属している間に変動する可能性があり、このような不安定なものに基づいて後願を排除することは後願の意匠登録出願人に不利益となること、又は先願に係る意匠として開示された意匠の理解を助けるためだけに説明的に加えられたものに創作の価値を認めて後願を排除することは意匠法第3条の2の規定の趣旨に反するためである。

### 4. 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

---

#### 4.1 全体意匠の意匠登録出願の場合

---

立体的なものの場合は、意匠登録を受けようとする意匠を表す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的なものの場合は、表面図及び裏面図（以下立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他必要な図であって参考図ではないもの（以下「その他必要な図」という。）も、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

#### 4.2 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合

---

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等を表している一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

#### 4.3 組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合

---

組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合は、組物の意匠又は内装の意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、又は構成物品等を組み合わせた状態の一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

### 5. 意匠の一部について

---

意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいう。したがって、審査官は意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を概念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。例えば、先願に係る意匠として開示された意匠が、物品等の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

また、後願の意匠登録を受けようとする意匠が、先願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等を表したものである場合は、後願の意匠は、先願の意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

### 6. 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断

---

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形状等が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形状等が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分に表されている場合を含む。）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品等と後願の全体意匠の意匠に係る物品等が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部と、後願の全体意匠の意匠に係る物品等との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形状等が同一又は類似である場合、審査官は後願の全体意匠と先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部とは類似するものと判断する。

## 7. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

---

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

### 7.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断

---

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が開示されていることが必要である。ただし、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合には、審査官は当該規定を適用することができる。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断において、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品等と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等が同一、類似又は非類似のいずれであるかは問わない。そして、先願に係る意匠として開示された意匠の中の、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分と、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又

は類似であって、それぞれの形状等が同一又は類似である場合、審査官は先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠とは類似するものと判断する。

## 7.2 意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の例

意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の事例については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」2.2.2.8「公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例」における事例1から事例6において、公知意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

## 8. 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断

意匠法第3条の2本文の規定により意匠登録を受けることができない出願であっても、以下の要件をいずれも満たす場合は、同条ただし書の規定により、拒絶理由に該当しない。

### 8.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であるか否かの判断は、当該適用の判断時、すなわち、査定の際又は拒絶理由通知書の送達時における、それぞれの願書の意匠登録出願人の記載に基づいて行う。したがって、当該適用の判断時以外の時における出願人の異同及び意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願に係る意匠権者との異同については、当該適用の判断において考慮しない。

なお、共同出願に係る場合における「同一の者」は、全ての出願人が一致することをいう。

### 8.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。

なお、先願の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願人が同一の者である場合は、本条の規定の適用の対象外となる（意匠法第10条第3項）（第Ⅴ部「関連意匠」

3.6「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について」参照)。

※この意匠公報には、国際意匠登録出願(注)の場合における国際公表(注)の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠(日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠)に該当することに注意を要する。

(注)「国際意匠登録出願」及び「国際公表」については、第Ⅸ部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

## 9. 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

---

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報(登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報)の発行日(同日を含む。)までに出願された意匠登録出願(ただし書の規定を適用するものを除く。)に適用する。

なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかでない意匠登録出願に対しては、意匠法第3条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

### 9.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に対する意匠法第3条の2の規定に関する判断の基準日

---

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第3条の2の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

## 9.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

## 9.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶理由を通知する時期

意匠法第3条の2の規定による拒絶理由は、先願の意匠に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日後に通知する。

なお、秘密にすることを請求した当該意匠に係る意匠公報の場合は、指定された秘密請求期間の経過後であり、さらに、意匠登録出願について掲載すべき事項のすべてが掲載された意匠公報の発行日後に拒絶理由を通知することとする。それまでの期間に関し、審査官は待ち通知を発する。

## 9.4 国際意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

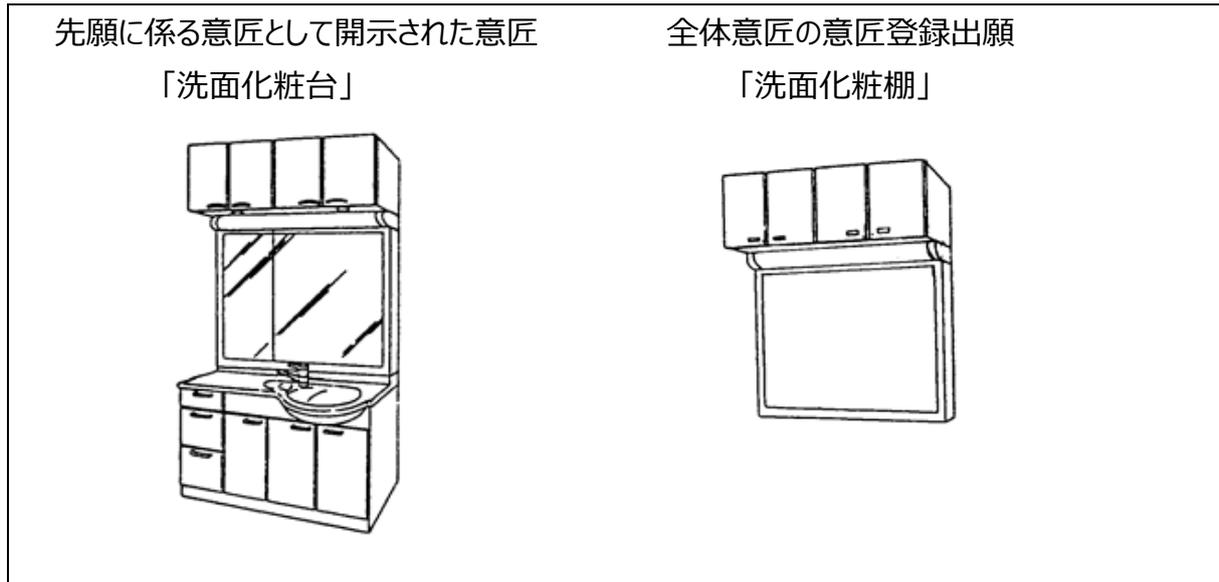
国際意匠登録出願についての意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日（注）を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

（注）「国際登録」及び「国際登録の日」については、第Ⅸ部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

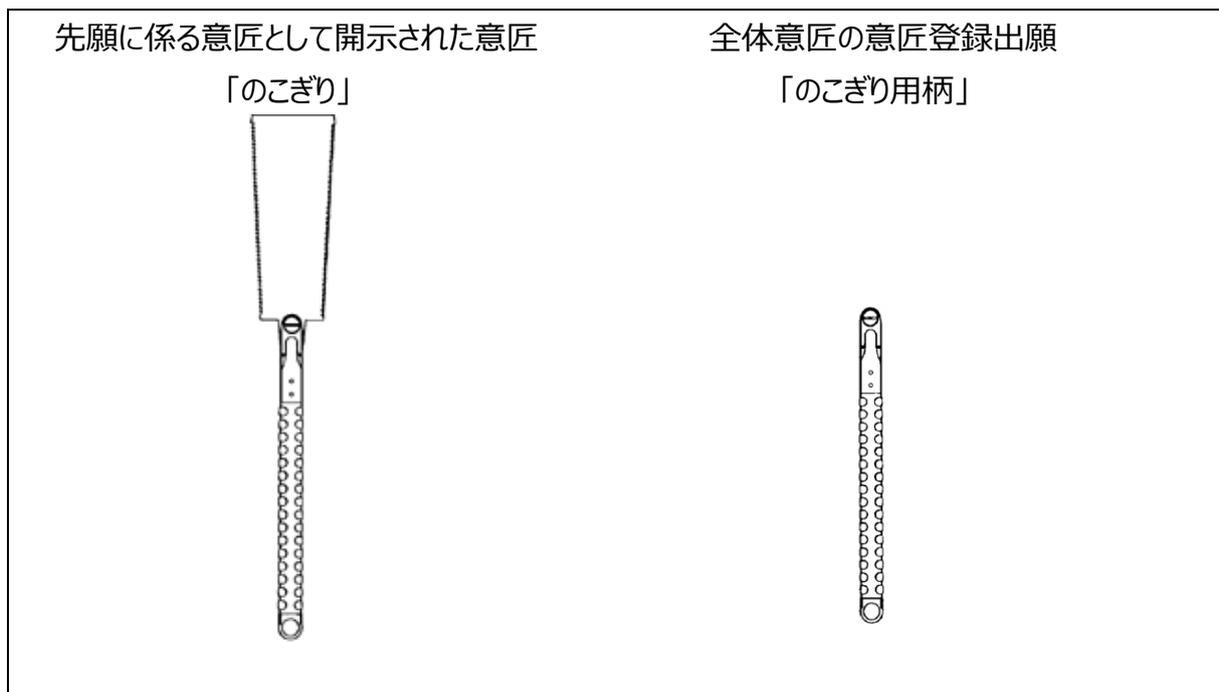
## 10. 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例

- (1) 先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

### 【適用できる事例1】

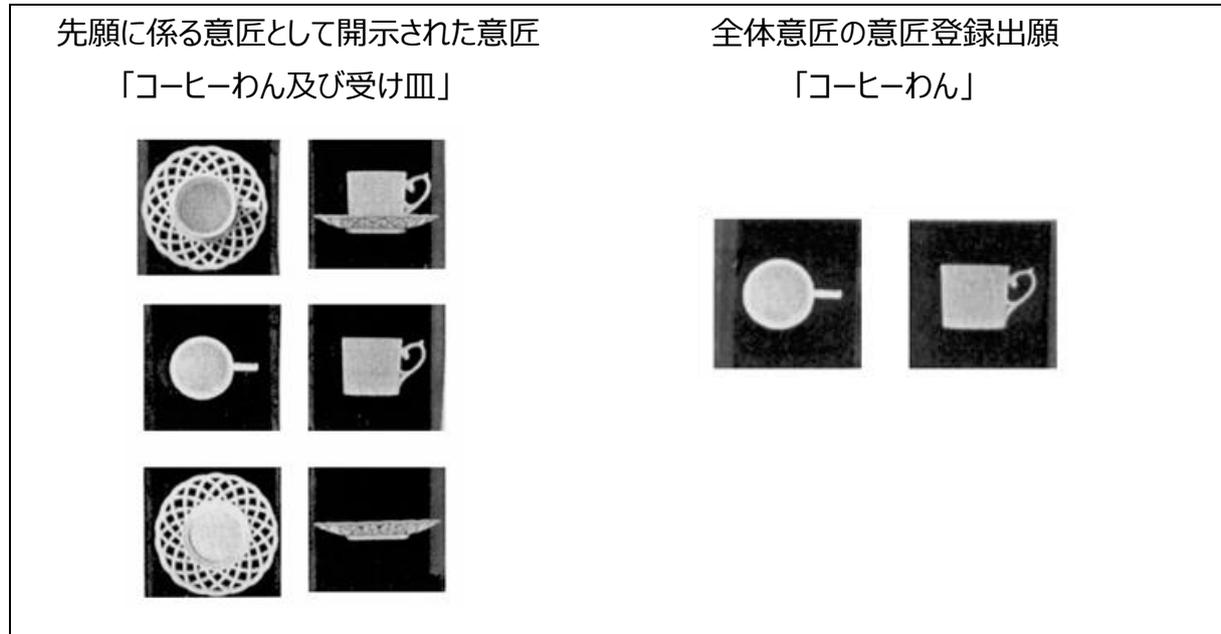


### 【適用できる事例2】

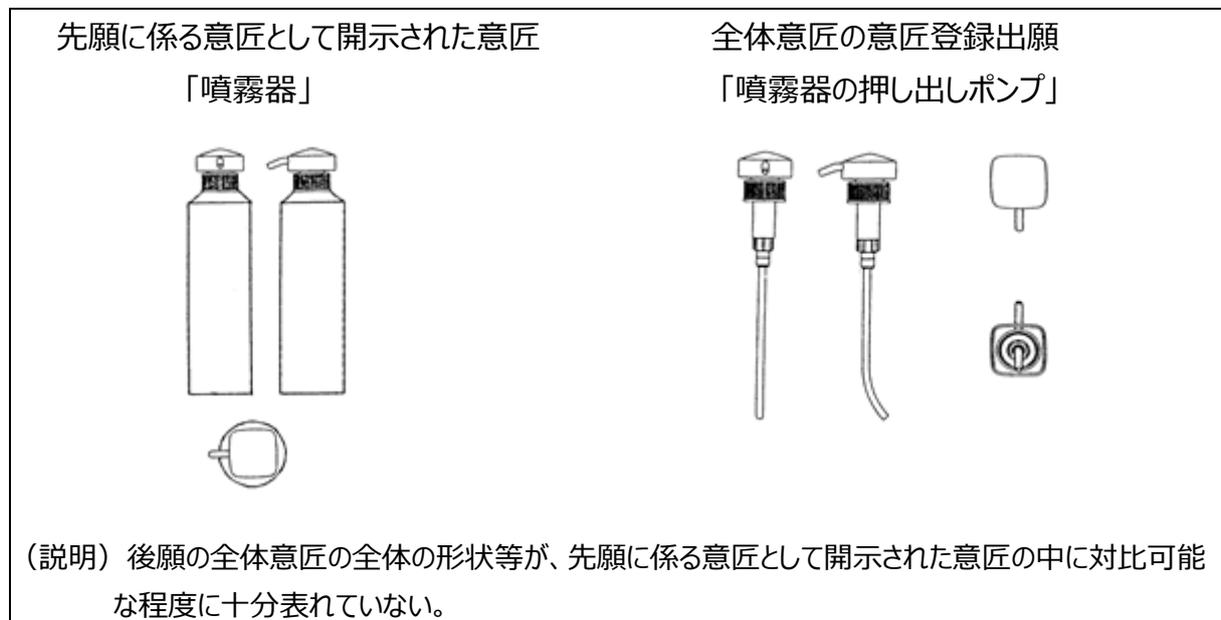


(2) 先願が分離できる物品等に係る意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部である分離した一の意匠と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

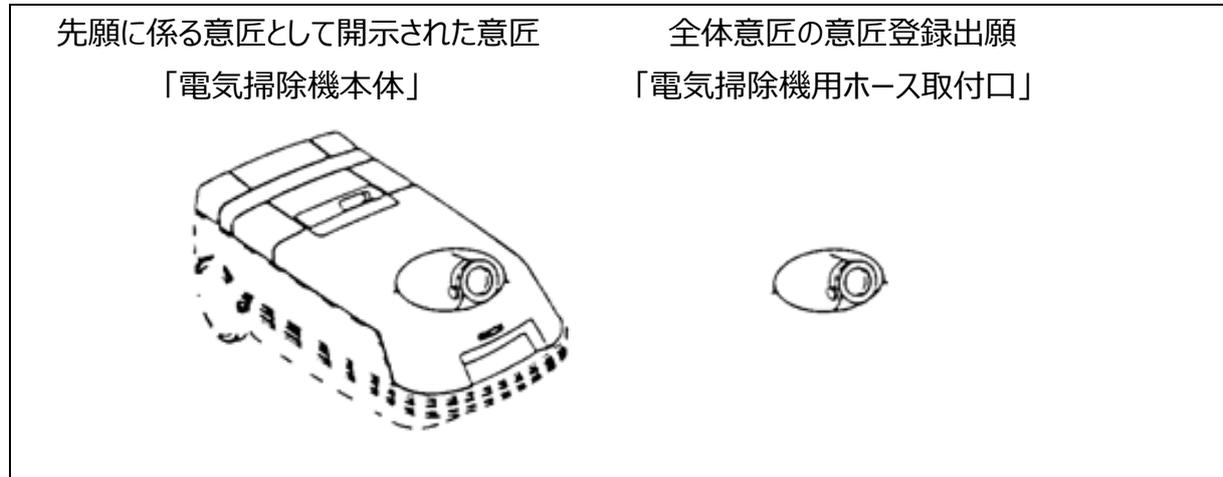


【適用できない事例】

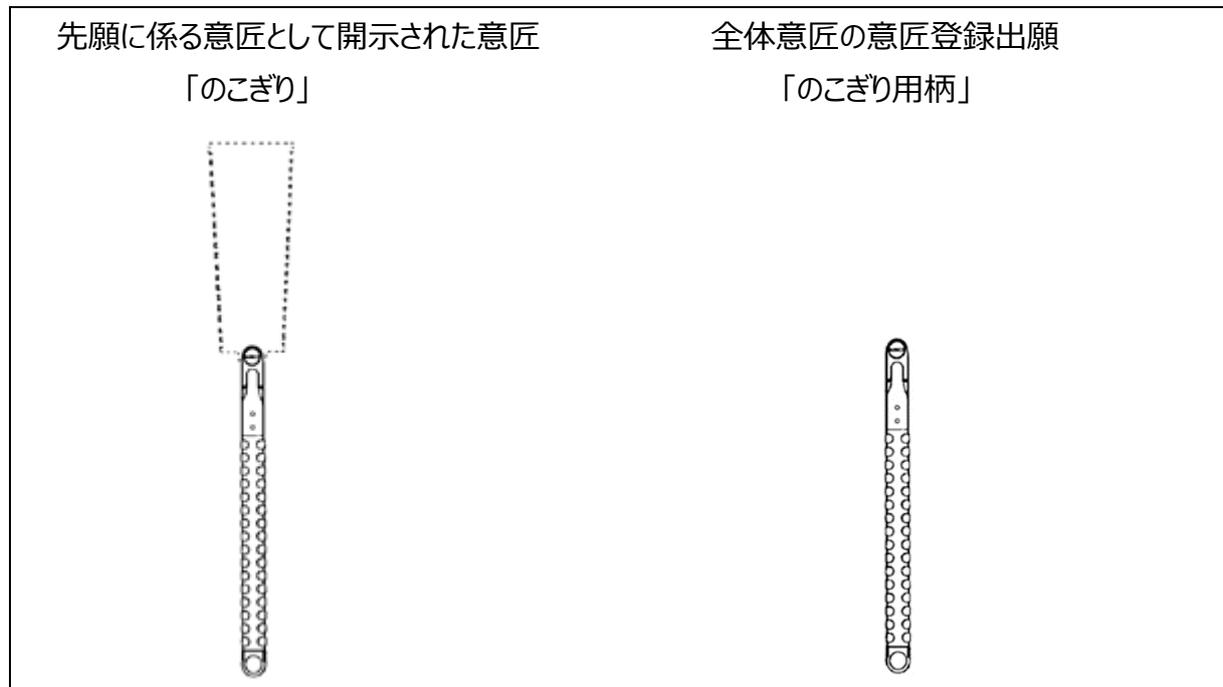


- (3) 先願が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】



【適用できる事例2】



(4) 先願が組物の意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の中の一の構成物品等に係る意匠と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

